

平成26年4月1日から 慶弔給付事業の制度が変わります

■「すべての死亡」保障が「疾病による死亡」保障に変更になります。

慶弔給付事業については、一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）を引受保険団体とする「自治体提携慶弔共済保険」に昭島市勤労市民共済会が保険契約者として保険契約を締結し、実施している事業です。

このたび「自治体提携慶弔共済保険」の制度改定を受けて、従来の会員本人様の死亡保障である「すべての死亡」は、「疾病による死亡」へと移行することとなります。

この移行により、給付される際の基準が以下のように変更となります。

【従来の「すべての死亡」】

亡くなられた事実をもって、給付を行います。
ただし、加入から1年以内の自殺による死亡は給付対象外となります。

不慮の事故や交通事故で亡くなられた場合は、「すべての死亡」保障が不慮の事故死亡・交通事故死亡に加算されて給付されます。



【疾病による死亡】

疾病を原因として亡くなられた場合に給付を行います。
原因を疾病に限定することとなりますので、期間に関わらず、**自殺や自然死（老衰）等による死亡は対象外**となります。

また、「すべての死亡」とは異なり、原因を疾病に限定しますので、不慮の事故や交通事故で亡くなられた場合、これらの保障に加算はありません。

■「疾病による死亡」への移行にあたって

新制度においては、従来の「すべての死亡」に加えて「疾病による死亡」が新設されました。新制度移行にあたっては、共済会ごとに「すべての死亡」か「疾病による死亡」を任意に選択し移行することとしておりますが、昭島市勤労市民共済会では、「疾病による死亡」を選択することに決定いたしました。

保険法の規定により、「すべての死亡（他人の生命に係る保険契約）」を継続するためには、会員（被保険者）全員からの同意の取得が必要になること、給付の対象外となる部分が「すべての死亡」に比べて大きくなるものの、ほぼ同程度の保障が得られることから、昭島市勤労市民共済会としては、「すべての死亡」ではなく、「疾病による死亡」を選択、移行していくことを決定しました。

会員の皆様におかれましては、ご理解のほどお願いいたします。

（被保険者の同意）

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

慶弔給付事業 各種取り扱い変更のご案内

昭島市勤労市民共済会で行っている給付事業については、「一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）」と共済契約を締結し、給付を行っています。

2014年（平成26年）4月1日より、全労済協会と契約する共済契約が、認可特定保険業として保険契約へ移行することとなりますので、変更点や新たな保障内容について、下記のとおりご案内いたします。

会員の皆様のご理解のほど、よろしくお願いいたします。

■保障内容以外の変更点について

請求手続きなどについては、従来どおり、昭島市勤労市民共済会にて受付し、全労済協会へ請求します。給付金については、全労済協会から昭島市勤労市民共済会へ支払われたのち、各会員の指定口座へお支払します。

また、保険契約への切り替えに伴い、請求時に必要な書類や押印の必要な書類など、従来から若干変更となっている場合があります。

必要書類等のご提出にあたっては、全労済協会の普通保険約款および特約条項、保険金支払いの手引き等に基づき手続きを行うこととなりますので、事業所・会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■傷病見舞金の申請用紙及び請求の仕方変更について

現在、傷病見舞金の申請は、「昭島市勤労市民共済会」の申請用紙を使用しておりますが、1月より全労済協会の申請用紙にも記載をお願いいたします。印鑑(シャチハタ不可)をお持ちください。

●傷病見舞金申請に必要なもの

- ①「診断書」または病院等の「領収書」で、傷病が確認できる書類。
- ②「出勤簿」(タイムカード)の写し等で休業期間が確認できる書類。
- ③印鑑(シャチハタ不可)。朱肉を使う印鑑をお持ちください。